

報告第 8 号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、
議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したの
で、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

専決第5号

石仏公園整備工事（建築工事）請負契約の変更について

令和6年6月（第2回）岩倉市議会定例会において議決を経た工事の請負契約について、下記のとおり契約金額を変更した。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 石仏公園整備工事（建築工事） |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札（総合評価落札方式） |
| 3 | 契約金額 | 変更前 269,082,000円
変更後 270,875,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 昭和土建・大崎工務店特定建設工事共同企業体
代表者 岩倉市旭町二丁目14番地202号
昭和土建株式会社岩倉支店
支店長 川瀬 慶一郎
構成員 岩倉市中央町三丁目15番地
株式会社大崎工務店岩倉支店
取締役支店長 吉川 政男 |
| 5 | 工期 | 令和6年6月11日から
令和7年6月30日まで |
| 6 | 予算 | 款 土木費
項 都市計画費 |

令和7年6月20日専決

岩倉市長 久保田 桂朗

専決第6号

事故による損害賠償の額の決定及び和解について

令和7年5月20日に発生した事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をした。

令和7年7月9日専決

岩倉市長 久保田 桂朗

事 故			相手方住所 氏名	損害賠償の額
市所属氏名	場 所	概 要		
学校教育課 施設管理等 作業員 松尾 正 伴 龍廣	岩倉市東町 掛目1番地 (岩倉東小 学校地内)	草刈機で校庭の 草刈りをした 際、相手方車両 の左側面全体に 飛散した小石が 当たり、助手席 窓ガラスが割 れ、車体にも複 数の傷がついた もの。	愛知県北名 古屋市 	495,902 円

